

# 福岡市公報

令和5年9月28日 第6993号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 規	次— 則	ページ
○福岡市事務分掌規則の一部改正 (第96号) .....		2
○福岡市公印規則の一部改正 (第97号) .....		10
○福岡市収入証紙条例施行規則の一部改正 (第98号) .....		11
○福岡市会計規則の一部改正 (第99号) .....		11
○福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部改正 (第100号) .....		15
○福岡市公園条例施行規則の一部改正 (第101号) .....		17
○福岡市火災予防規則の一部改正 (第102号) .....		19
○福岡市学校給食費条例施行規則の一部改正 (第103号) .....		22
<b>訓 令</b>		
○特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正 (第15号) .....		23
<b>告 示</b>		
○放置自転車の移動及び保管 (第218号) .....		24
○指定管理者の代表者の変更 (第219号) .....		37
○指定管理者の代表者の変更 (第220号) .....		37
<b>公 告</b>		
○特定調達契約等に係る落札者の決定 (第256号) .....		38
○開発行為に関する工事の完了 (第257号) .....		38
○マンション敷地売却組合の理事長の氏名及び住所 (第258号) .....		39
○福岡市農用地利用集積計画 (第259号) .....		39
<b>水 道 局</b>		
○特定調達契約等に係る落札者の決定 (公告第34号) .....		39
<b>消 防 局</b>		
○福岡市火災予防規程の一部改正 (告示第2号) .....		40
<b>教 育 委 員 会</b>		
○福岡市教育委員会事務局組織規則の一部改正 (規則第23号) .....		41

---

 規 則
 

---

福岡市事務分掌規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年9月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市規則第96号

福岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

福岡市事務分掌規則（平成17年福岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

	「特別徴収第1係	「特別徴収係
	特別徴収第2係	法人市民税係
第2条第4項中	特別徴収第3係	を 事業所税第1係 に、
	特別徴収第4係	事業所税第2係
	法人市民税係	」 宿泊税係 」

「償却資産第2係  
事業所税第1係  
事業所税第2係  
宿泊税係  
」  
を「償却資産第2係」に改める。

第16条第5項第1号及び第2号中「特別徴収」を「給与所得に係る特別徴収」に改める。  
第16条第6項第1号を次のように改める。

(1) 給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税・県民税、法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税及び宿泊税（以下「給与所得に係る特別徴収等」という。）の賦課に関する事（個人の市民税・県民税にあつては、特別徴収義務者（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第10号に規定する特別徴収義務者をいう。）に係る事務に限る。）。

第16条第6項第2号及び第3号中「特別徴収等」を「給与所得に係る特別徴収等」に改める。

第16条第7項第3号を次のように改める。

(3) 固定資産税（償却資産に係るものに限る。）及び軽自動車税の賦課に関する事。

第16条第7項第5号及び第6号中「事業所税等」を「固定資産税（償却資産に係るものに限る。）及び軽自動車税」に改める。

「課税課	「納税課
管理係	管理係
市民税第1係	第1係
市民税第2係	第2係
市民税第3係	第3係

第96条中	固定資産税土地第1係 固定資産税土地第2係 固定資産税家屋係 証明サービスコーナー係 納税課 第1係 第2係 第3係 第4係	を	第4係 証明サービスコーナー係 課税課 市民税第1係 市民税第2係 市民税第3係 固定資産税土地第1係 固定資産税土地第2係 固定資産税家屋係	に改める。
第97条中	「課税課 管理係 市民税第1係 市民税第2係 市民税第3係 固定資産税土地第1係 固定資産税土地第2係 固定資産税家屋係 証明発行コーナー係 納税課 第1係 第2係 第3係 第4係             」	を	「納税課 管理係 第1係 第2係 第3係 第4係 証明発行コーナー係 課税課 市民税第1係 市民税第2係 市民税第3係 固定資産税土地第1係 固定資産税土地第2係 固定資産税家屋係             」	に改める。
第98条中	「課税課 管理係 市民税第1係 市民税第2係 市民税第3係 固定資産税土地第1係 固定資産税土地第2係 固定資産税家屋係 証明サービスコーナー係 納税課 第1係 第2係 第3係             」	を	「納税課 管理係 第1係 第2係 第3係 第4係 証明サービスコーナー係 課税課 市民税第1係 市民税第2係 市民税第3係 固定資産税土地第1係 固定資産税土地第2係             」	に改める。

	第4係	」	固定資産税家屋係	」	
	「課税課		「納税課		
	管理係		管理係		
	市民税第1係		第1係		
	市民税第2係		第2係		
	市民税第3係		第3係		
	固定資産税土地第1係		第4係		
第99条中	固定資産税土地第2係	を	課税課		に改める。
	固定資産税家屋係		市民税第1係		
	納税課		市民税第2係		
	第1係		市民税第3係		
	第2係		固定資産税土地第1係		
	第3係		固定資産税土地第2係		
	第4係	」	固定資産税家屋係	」	
	「課税課		「納税課		
	管理係		管理係		
	市民税係		第1係		
第100条中	固定資産税土地係	を	第2係		に改める。
	固定資産税家屋係		課税課		
	納税課		市民税係		
	第1係		固定資産税土地係		
	第2係	」	固定資産税家屋係	」	
	「課税課		「納税課		
	管理係		管理係		
	市民税第1係		第1係		
	市民税第2係		第2係		
	市民税第3係		第3係		
	固定資産税土地第1係		第4係		
第101条中	固定資産税土地第2係	を	課税課		に改める。
	固定資産税家屋係		市民税第1係		
	納税課		市民税第2係		
	第1係		市民税第3係		
	第2係		固定資産税土地第1係		
	第3係		固定資産税土地第2係		
	第4係	」	固定資産税家屋係	」	
	「課税課		「納税課		

	管理係		管理係
	市民税第1係		第1係
	市民税第2係		第2係
	市民税第3係		第3係
第102条中	固定資産税土地第1係	を	課税課
	固定資産税土地第2係		市民税第1係
	固定資産税家屋係		市民税第2係
	納税課		市民税第3係
	第1係		固定資産税土地第1係
	第2係		固定資産税土地第2係
	第3係	」	固定資産税家屋係

に改める。

第107条第1項及び第2項を次のように改める。

納税課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。
- (2) 市税に係る証明及び閲覧に関すること。
- (3) 個人の市民税・県民税（普通徴収及び年金所得に係る特別徴収に係るものに限る。）、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税に係る徴収金（福岡市市税条例施行規則（昭和37年福岡市規則第29号）第2条の2第1項の規定により市長又は他の区の区長が引き継いだ徴収事務に係るものを除く。）（以下「市民税等徴収金」という。）の督促に関すること。ただし、財政局税務部納税管理課の所管に係るものを除く。
- (4) 市民税等徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。ただし、財政局税務部特別滞納整理課の所管に係るものを除く。
- (5) 市民税等徴収金の徴収嘱託に関すること。
- (6) 租税教室の実施に関すること。
- (7) 部内の他の課の主管に属しないこと。

2 課税課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の賦課に関すること（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (2) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の脱税検査に関すること（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (3) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税に係る犯則取締に関すること（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (4) 固定資産の評価に関すること。ただし、財政局税務部資産課税課の所管に係るもの

を除く。

- (5) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。
- (6) 字図の整備、保管及び閲覧に関する事。
- (7) 不動産取得税に係る価格等の通知に関する事。
- (8) 租税教室の実施に関する事。

第112条第1項及び第2項を次のように改める。

納税課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関する事。
- (2) 市税に係る証明及び閲覧に関する事。
- (3) 市民税等徴収金の督促に関する事。ただし、財政局税務部納税管理課の所管に係るものを除く。
- (4) 市民税等徴収金の徴収及び滞納処分に関する事。ただし、財政局税務部特別滞納整理課の所管に係るものを除く。
- (5) 市民税等徴収金の徴収嘱託に関する事。
- (6) 租税教室の実施に関する事。
- (7) 部内の他の課の主管に属しないこと。

2 課税課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の賦課に関する事（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (2) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の脱税検査に関する事（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (3) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税に係る犯則取締に関する事（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (4) 固定資産の評価に関する事。ただし、財政局税務部資産課税課の所管に係るものを除く。
- (5) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。
- (6) 字図の整備、保管及び閲覧に関する事。
- (7) 不動産取得税に係る価格等の通知に関する事。
- (8) 租税教室の実施に関する事。

第117条第1項及び第2項を次のように改める。

納税課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関する事。
- (2) 市税に係る証明及び閲覧に関する事。

- (3) 市民税等徴収金及び特別土地保有税に係る徴収金の督促に関する事。ただし、財政局税務部納税管理課の所管に係るものを除く。
- (4) 市民税等徴収金及び特別土地保有税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関する事。ただし、財政局税務部特別滞納整理課の所管に係るものを除く。
- (5) 市民税等徴収金及び特別土地保有税の徴収金の徴収嘱託に関する事。
- (6) 租税教室の実施に関する事。
- (7) 部内の他の課の主管に属しない事。

2 課税課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (2) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）、都市計画税及び特別土地保有税の脱税検査に関する事（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (3) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）、都市計画税及び特別土地保有税に係る犯則取締に関する事（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (4) 固定資産の評価に関する事。ただし、財政局税務部資産課税課の所管に係るものを除く。
- (5) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。
- (6) 字図の整備、保管及び閲覧に関する事。
- (7) 不動産取得税に係る価格等の通知に関する事。
- (8) 租税教室の実施に関する事。

第122条第1項及び第2項を次のように改める。

納税課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関する事。
- (2) 市税に係る証明及び閲覧に関する事。
- (3) 市民税等徴収金の督促に関する事。ただし、財政局税務部納税管理課の所管に係るものを除く。
- (4) 市民税等徴収金の徴収及び滞納処分に関する事。ただし、財政局税務部特別滞納整理課の所管に係るものを除く。
- (5) 市民税等徴収金の徴収嘱託に関する事。
- (6) 租税教室の実施に関する事。
- (7) 部内の他の課の主管に属しない事。

2 課税課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画

税の賦課に関する事（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。

- (2) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の脱税検査に関する事（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (3) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税に係る犯則取締に関する事（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (4) 固定資産の評価に関する事。ただし、財政局税務部資産課税課の所管に係るものを除く。
- (5) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。
- (6) 字図の整備、保管及び閲覧に関する事。
- (7) 不動産取得税に係る価格等の通知に関する事。
- (8) 租税教室の実施に関する事。

第127条第1項及び第2項を次のように改める。

納税課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 市税に係る証明及び閲覧に関する事。
- (2) 市民税等徴収金の督促に関する事。ただし、財政局税務部納税管理課の所管に係るものを除く。
- (3) 市民税等徴収金の徴収及び滞納処分に関する事。ただし、財政局税務部特別滞納整理課の所管に係るものを除く。
- (4) 市民税等徴収金の徴収囑託に関する事。
- (5) 租税教室の実施に関する事。

2 課税課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の賦課に関する事（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (2) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の脱税検査に関する事（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (3) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税に係る犯則取締に関する事（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (4) 固定資産の評価に関する事。ただし、財政局税務部資産課税課の所管に係るものを除く。
- (5) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。



- (6) 字図の整備、保管及び閲覧に関すること。
- (7) 不動産取得税に係る価格等の通知に関すること。
- (8) 租税教室の実施に関すること。

第132条第1項及び第2項を次のように改める。

納税課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 市税に係る証明及び閲覧に関すること。
- (2) 市民税等徴収金の督促に関すること。ただし、財政局税務部納税管理課の所管に係るものを除く。
- (3) 市民税等徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。ただし、財政局税務部特別滞納整理課の所管に係るものを除く。
- (4) 市民税等徴収金の徴収嘱託に関すること。
- (5) 租税教室の実施に関すること。

2 課税課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の賦課に関すること（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (2) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の脱税検査に関すること（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (3) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税に係る犯則取締に関すること（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (4) 固定資産の評価に関すること。ただし、財政局税務部資産課税課の所管に係るものを除く。
- (5) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。
- (6) 字図の整備、保管及び閲覧に関すること。
- (7) 不動産取得税に係る価格等の通知に関すること。
- (8) 租税教室の実施に関すること。

第137条第1項及び第2項を次のように改める。

納税課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。
- (2) 市税に係る証明及び閲覧に関すること。
- (3) 市民税等徴収金の督促に関すること。ただし、財政局税務部納税管理課の所管に係るものを除く。
- (4) 市民税等徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。ただし、財政局税務部特別滞納整理課の所管に係るものを除く。

- (5) 市民税等徴収金の徴収嘱託に関すること。
- (6) 租税教室の実施に関すること。
- (7) 部内の他の課の主管に属しないこと。

2 課税課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の賦課に関すること（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (2) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の脱税検査に関すること（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (3) 個人の市民税・県民税、固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税に係る犯則取締に関すること（個人の市民税・県民税にあつては、財政局税務部法人税務課の所管に係る事務を除く。）。
- (4) 固定資産の評価に関すること。ただし、財政局税務部資産課税課の所管に係るものを除く。
- (5) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。
- (6) 字図の整備、保管及び閲覧に関すること。
- (7) 不動産取得税に係る価格等の通知に関すること。
- (8) 租税教室の実施に関すること。

別表第3 3 主査の表中「6」を「4」に改める。

別表第5 東区役所の部及び博多区役所の部中「課税課」を「納税課」に改め、同表中央

区役所の部中

課税課	都心部評価
	証明サービスコーナー

を

納税課	証明サービスコーナー
課税課	都心部評価

に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

福岡市公印規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年9月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第97号

## 福岡市公印規則の一部を改正する規則

福岡市公印規則（昭和31年福岡市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1 2 専用公印の表税務証明専用区長印の項中「市民部課税課長」を「市民部納税課長」に、「東区役所市民部課税課証明サービスコーナー係長」を「東区役所市民部納税課証明サービスコーナー係長」に、「中央区役所市民部課税課証明サービスコーナー係長」を「中央区役所市民部納税課証明サービスコーナー係長」に、「市民部課税課所掌」を「市民部納税課所掌」に改める。

## 附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

福岡市収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年9月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 福岡市規則第98号

## 福岡市収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市収入証紙条例施行規則（昭和39年福岡市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市民部課税課」を「市民部納税課」に改める。

## 附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

福岡市会計規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年9月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 福岡市規則第99号

## 福岡市会計規則の一部を改正する規則

福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第35条の2第1項に次の1号を加える。

- (5) 消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の4第1項本文の規定の適用を受ける場合においては、同項各号に掲げる事項。ただし、同条第2項に規定するときにあつては、当該事項は、同項各号に掲げる事項をもつて代えることができる。

第35条の3本文中「請求書」の次に「（前条第1項第5号に該当する場合を除く。）」を加える。

別表第1 1 市長事務部局（事業所を除く。）の表環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課長の項中「ごみ減量第2係長」を「ごみ減量第3係長」に改める。

別表第3 1 東区役所等の表市民部課税課長の項を次のように改める。

市民部納税課長	管理係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該課の所管に係る手数料の収納 (同課証明発行コーナー係の所管に係る手数料の収納を除く。)</li> <li>2 当該課及び課税課の所管に係る複写機利用料の収納</li> <li>3 当該課の所管に係る市税の収納</li> <li>4 当該課の所管に係る滞納処分費の収納</li> <li>5 当該課の所管に係る差押に係る現金の収納</li> <li>6 当該課の所管に係る公売に係る現金の収納</li> <li>7 当該課の所管に係る市税に係る延滞金の収納</li> </ol>
---------	------	---

別表第3 1 東区役所等の表市民部納税課長の項を削り、同表市民部市民課証明サービスコーナー係長の項中「課税課」を「納税課」に改める。

別表第3 2 博多区役所等の表市民部課税課長の項を次のように改める。

市民部納税課長	管理係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該課の所管に係る手数料の収納 (同課証明発行コーナー係の所管に係る手数料の収納を除く。)</li> <li>2 当該課及び課税課の所管に係る複写機利用料の収納</li> <li>3 当該課の所管に係る市税の収納</li> <li>4 当該課の所管に係る滞納処分費の収納</li> <li>5 当該課の所管に係る差押に係る現金の収納</li> <li>6 当該課の所管に係る公売に係る現金の収納</li> </ol>
---------	------	---

別表第3 2 博多区役所等の表市民部納税課長の項を削り、同表市民部市民課証明発行コーナー係長の項中「課税課」を「納税課」に改める。

別表第3 3 中央区役所等の表市民部課税課長の項を次のように改める。

市民部納税課長	管理係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該課の所管に係る手数料の収納 (同課証明サービスコーナー係の所管に係る手数料の収納を除く。)</li> <li>2 当該課及び課税課の所管に係る複写機利用料の収納</li> </ol>
---------	------	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>3 当該課の所管に係る市税の収納</li> <li>4 当該課の所管に係る滞納処分費の収納</li> <li>5 当該課の所管に係る差押に係る現金の収納</li> <li>6 当該課の所管に係る公売に係る現金の収納</li> <li>7 当該課の所管に係る市税に係る延滞金の収納</li> </ul>
--	--	---

別表第3 3 中央区役所等の表市民部納税課長の項を削り、同表市民部市民課証明サービスコーナー係長の項中「課税課」を「納税課」に改める。

別表第3 4 南区役所等の表市民部課税課長の項を次のように改める。

市民部納税課長	管理係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 当該課の所管に係る手数料の収納</li> <li>2 当該課及び課税課の所管に係る複写機利用料の収納</li> <li>3 当該課の所管に係る市税の収納</li> <li>4 当該課の所管に係る滞納処分費の収納</li> <li>5 当該課の所管に係る差押に係る現金の収納</li> <li>6 当該課の所管に係る公売に係る現金の収納</li> <li>7 当該課の所管に係る市税に係る延滞金の収納</li> </ul>
---------	------	---

別表第3 4 南区役所等の表市民部納税課長の項を削る。

別表第3 5 城南区役所等の表市民部課税課長の項を次のように改める。

市民部納税課長	管理係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 当該課の所管に係る手数料の収納</li> <li>2 当該課及び課税課の所管に係る複写機利用料の収納</li> <li>3 当該課の所管に係る市税の収納</li> <li>4 当該課の所管に係る滞納処分費の収納</li> <li>5 当該課の所管に係る差押に係る現金の収納</li> <li>6 当該課の所管に係る公売に係る現金の収納</li> <li>7 当該課の所管に係る市税に係る延滞金の収納</li> </ul>
---------	------	---

別表第3 5 城南区役所等の表市民部納税課長の項を削る。

別表第3 6 早良区役所等の表市民部課税課長の項を次のように改める。

市民部納税課長	管理係長	
		1 当該課の所管に係る手数料の収納
		2 当該課及び課税課の所管に係る複写機利用料の収納
		3 当該課の所管に係る市税の収納
		4 当該課の所管に係る滞納処分費の収納
		5 当該課の所管に係る差押に係る現金の収納
		6 当該課の所管に係る公売に係る現金の収納
		7 当該課の所管に係る市税に係る延滞金の収納

別表第3 6 早良区役所等の表市民部納税課長の項を削る。

別表第3 7 西区役所等の表市民部課税課長の項を次のように改める。

市民部納税課長	管理係長	
		1 当該課の所管に係る手数料の収納
		2 当該課及び課税課の所管に係る複写機利用料の収納
		3 当該課の所管に係る市税の収納
		4 当該課の所管に係る滞納処分費の収納
		5 当該課の所管に係る差押に係る現金の収納
		6 当該課の所管に係る公売に係る現金の収納
		7 当該課の所管に係る市税に係る延滞金の収納

別表第3 7 西区役所等の表市民部納税課長の項を削る。

別表第4 1 東区役所等の表市民部課税課長の項中「課税課長」を「納税課長」に、「課税課及び納税課」を「納税課及び課税課」に改める。

別表第4 2 博多区役所等の表市民部課税課長の項中「課税課長」を「納税課長」に、「課税課及び納税課」を「納税課及び課税課」に改める。

別表第4 3 中央区役所等の表課長（市民部課税課長の項から保健福祉センター健康課長の項まで取扱事務の欄に掲げる所属の課長を除く。）の項中「課税課長」を「納税課長」に改め、同表市民部課税課長の項中「課税課長」を「納税課長」に、「課税課及び納税課」を「納税課及び課税課」に改める。

別表第4 4 南区役所等の表課長（市民部課税課長の項から保健福祉センター保護第1課長の項まで取扱事務の欄に掲げる所属の課長を除く。）の項中「課税課長」を「納税課長」に改め、同表市民部課税課長の項中「課税課長」を「納税課長」に、「課税課及び納税課」を「納税課及び課税課」に改める。

別表第4 5 城南区役所等の表課長（市民部課税課長の項から保健福祉センター健康課長の項まで取扱事務の欄に掲げる所属の課長を除く。）の項中「課税課長」を「納税課長」に改め、同表市民部課税課長の項中「課税課長」を「納税課長」に、「課税課及び納税課」を「納税課及び課税課」に改める。

別表第4 6 早良区役所等の表市民部課税課長の項中「課税課長」を「納税課長」に、「課税課及び納税課」を「納税課及び課税課」に改める。

別表第4 7 西区役所等の表市民部課税課長の項中「課税課長」を「納税課長」に、「課税課及び納税課」を「納税課及び課税課」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、別表第1 1 市長事務部局（事業所を除く。）の表環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課長の項の改正規定は、公布の日から施行する。

---

福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年9月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市規則第100号

福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部を改正する規則

福岡市会計帳簿諸表等様式規則（昭和39年福岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

本則第31号から第37号までを次のように改める。

(31)から(37)まで 削除

別記様式第20号の35を次のように改める。

様式第20号の35 納付書 (学校給食費用)

<b>福岡市学校給食費納付済通知書</b> (公)		<b>福岡市学校給食費原符</b> (公)		<b>福岡市学校給食費</b> (公)	
加入者名	福岡市役所	加入者名	福岡市役所	加入者名	福岡市役所
収納機関番号	401307	口座番号	01780-9-960149	口座番号	01780-9-960149
納期限		納期限			
<b>33</b>		学校給食費	円	学校給食費	円
1	3	帳票科目	7 8 9 10 11 12	延滞金	円
		延滞金	24 25	合計	円
		納付義務者氏名	33 34	納付番号	円 発行
		CVS 収納用	(ご注意)金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。 (本部控)この納付済通知書は直接機械に読み込まれますので汚さないようにしてください。 ATMでのお取扱いはいけません。		
		領収日付印	(収納機関→取りまとめ店→福岡市) 取りまとめ店 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター 郵便番号 812-8794		
		領収日付印	(店舖控)この一片は収納機関で保存してください。		



別記様式第31号から様式第37号までを次のように改める。

様式第31号から様式第37号まで 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福岡市会計帳簿諸表等様式規則別記様式第20号の35の規定により作成された帳票は、当分の間、なお使用することができる。

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年9月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

**福岡市規則第101号**

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市公園条例施行規則（昭和33年福岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2 舞鶴公園の部中

第1駐車場	4月1日から9月30日までは午前5時30分から午後8時まで 10月1日から3月31日までは午前6時30分から午後7時まで
第2駐車場 第3駐車場	4月1日から9月30日までは午前8時から午後8時まで 10月1日から3月31日までは午前8時から午後7時まで

を

第1駐車場 第4駐車場	4月1日から9月30日までは午前5時30分から午後9時まで 10月1日から3月31日までは午前6時30分から午後9時まで
第2駐車場 第3駐車場	午前8時から午後9時まで

に改める。

別表第4球技場の部テニスコートの項を次のように改める。

テニスコート	舞鶴公園、西部運動公園、今津運動公園、桧原運動公園、青葉公園及び西南杜の湖畔公園	一般	1回 (1時間以内)	800円
		生徒等		400円
	汐井公園、大井中央公園及び上月隈中央公園	一般		600円
		生徒等		300円

別表第4駐車場の項中

舞鶴公園	普通車及び準中型車	1台1回(1時間以内) 150円 ただし、1時間を超えるときは1時間までごとに150円を加算する。 上記にかかわらず、利用時間が13時間を超えたとき又は利用時間以外の時間にわたって利用したときは、2,000円とする。		
	普通車及び準中型車	1台1回(1日以内)	500円	を

第1駐車場、第2駐車場及び第3駐車場	普通車及び準中型車	1台1回(1時間以内) 150円 ただし、1時間を超えるときは1時間までごとに150円を加算する(利用時間が13時間を超え24時間以内のときは2,000円とする。) 上記にかかわらず、利用時間が24時間を超えるときは以後24		
--------------------	-----------	--	--	--

舞鶴公園			時間までごとに上記の規定の例によりそれぞれ算出した額の合計額とする。	
	第4駐車場	普通車及び準中型車	1台1回(1時間以内) 150円 ただし、1時間を超え2時間以内のときは150円を加算し、2時間を超えるとときは150円に1時間までごとに400円を加えて得た額を加算する(利用時間が6時間を超え24時間以内のときは2,000円とする。) 上記にかかわらず、利用時間が24時間を超えるとときは以後24時間までごとに上記の規定の例によりそれぞれ算出した額の合計額とする。	
		中型車及び大型車	1台1回(1日以内)	2,000円
		普通車及び準中型車	1台1回(1日以内)	500円

に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月5日から施行する。

福岡市火災予防規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年9月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第102号

福岡市火災予防規則の一部を改正する規則

福岡市火災予防規則(昭和50年福岡市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削る。

第7条第1項を削り、同条第2項中「条例に規定する」及び「の各号」を削り、「別表第2」を「別表」に改め、同項を同条とする。

第8条の2中「第13条第2項及び第4項」を「第13条第3項及び第5項」に改め、「キュービクル式」を削り、「次の表のとおり」を「次の表の左欄に掲げる変電設備等の部分

の区分に応じ、同表の右欄に掲げる建築物等の部分からの距離」に、「保有距離」を「距離」に改める。

第9条中「第13条第2項及び第4項」を「第13条第3項及び第5項」に、「に規定する電気設備等」を「の規定による設備の各部分」に改める。

第10条中「に規定する火災予防上」を「の火災予防上」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「昭和34年政令第206号」を「昭和34年政令第306号」に改める。

第10条の2第1項中「に規定する」を「の規定によりたき火等を制限する」に改め、同条第2項中「たき火、喫煙及び裸火の使用を制限した」を「前項の」に改める。

第10条の6第2項を削る。

第11条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条第2項を削る。

第11条の2第3項を削る。

第12条第3項を削る。

第13条第3項を削る。

第13条の2第3項を削る。

第13条の3第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

第14条第3項を削る。

第15条第3項を削る。

別表第1を削る。

燃料電池発電設備である旨の標識	1 燃料電池発電設備である旨の標識
変電設備である旨の標識	2 変電設備である旨の標識
急速充電設備である旨の標識	3 急速充電設備である旨の標識
発電設備である旨の標識	4 発電設備である旨の標識
蓄電池設備である旨の標識	5 蓄電池設備である旨の標識
水素ガスを充てんする掲揚場所の立入りを禁止する表示	6 水素ガスを充てんする掲揚場所の立入りを禁止する表示
「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示	7 「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」

別表第2備考以外の部分中	した標識	を	と表示した標識	に改
	「喫煙所」と表示した標識		8 「喫煙所」と表示した標識	
	少量危険物又は指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに類、品名及び最大数量を掲示した掲示板		9 少量危険物又は指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに類、品名及び最大数量を掲示した掲示板	
	防火に関し必要な事項を掲示した掲示板		10 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板	
	可燃性固体類及び可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱っている移動タンクの標識		11 可燃性固体類及び可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱っている移動タンクの標識	
	定員表示板		12 定員表示板	
	満員札		13 満員札	

め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 標識等（この表に掲げる標識、表示、掲示板、表示板及び札をいう。以下同じ。）の大きさは、この表に掲げる数値以上とすること。
- 2 標識等は、縦書にすることができる。
- 3 標識等（この表の7の項、9の項及び10の項に掲げるものを除く。）は、この表に掲げる表示基準と趣旨が異ならない程度に記載内容を変更することができる。
- 4 標識等の材料は、木板、金属板若しくは難燃合成樹脂板又はこれらと同等以上の強度を有するものとする。

別表第2を別表とする。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

別記様式第8号中「

全出力又は定格容量	Kw AH・セル
-----------	-------------

」を

「

全出力又は蓄電池容量	Kw kWh
------------	-----------

」に改め、同様式備考第4項中「定格容量」を「蓄電池容量」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第10条及び第10条の2の改正規定 公布の日
  - (2) 第8条の2、第9条及び別記様式第8号の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和6年1月1日
  - (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和6年4月1日  
(経過措置)
- 2 令和6年1月1日において現に設置され、又は現に設置の工事中である変電設備等のうち、この規則による改正後の福岡市火災予防規則第8条の2の規定に適合しないものについては、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の福岡市火災予防規則別記様式第8号の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

---

福岡市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年9月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市規則第103号

福岡市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市学校給食費条例施行規則（平成21年福岡市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第11条中「（様式第1号）」を削る。

第13条第2項中「（様式第2号）」を削る。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（通知書等の様式）

第14条 この規則の規定による通知又は申請に関し作成する通知書又は申請書の様式については、市長が別に定める。

別記様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

---

訓 令

福岡市訓令第15号

特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成3年福岡市達甲第6号）の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から施行する。

令和5年9月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

別表第1 東区役所市民部及び中央区役所市民部の部課税課の項中「課税課」を「納税課」に改め、同表博多区役所市民部の部課税課の項中「課税課」を「納税課」に改める。

別表第2 港湾空港局港湾建設部の項中「午後5時」を「午後5時15分」に、「45分を」を「1時間を」に改める。

別表第2 区役所の市民部（博多区役所を除く。）の部中

課税課	管理系の職員	4	38時間45分	A	午前8時45分から 午後5時30分まで	午前11時から午後3時までの間に1時間を与える。	日曜日及び土曜日
				B	午前9時15分から 午後6時まで		
				C	午前8時30分から 午後5時15分まで		
	その他の職員 (東区役所及び 中央区役所の 証明サービス コーナー係の 職員を除く。)	4	38時間45分	A	午前8時45分から 午後5時30分まで	午前11時から午後3時までの間に1時間を与える。	日曜日及び土曜日
				B	午前9時15分から 午後6時まで		

を

納税課	管理系の職員	4	38時間45分	A	午前8時45分から 午後5時30分まで	午前11時から午後3時までの間に1時間を与える。	日曜日及び土曜日
				B	午前9時15分から 午後6時まで		
				C	午前8時30分から 午後5時15分まで		
	その他の職員 (東区役所及び 中央区役所の 証明サービス コーナー係の 職員を除く。)	4	38時間45分		午前8時45分から 午後5時30分まで	正午から午後2時までの間に1時間を与える。	日曜日及び土曜日
課税課	全職員	4	38時間45分	A	午前8時45分から 午後5時30分まで	午前11時から午後3時までの間に1時間を与える。	日曜日及び土曜日
				B	午前9時15分から 午後6時まで		

に

改める。

別表第2 博多区役所市民部の部中

課税課	管理系の職員	4	38時間45分	A	午前8時45分から 午後5時30分まで	午前11時から午後3時までの間に1時間を与える。	日曜日及び土曜日
				B	午前9時15分から 午後6時まで		
				C	午前8時30分から 午後5時15分まで		
	その他の職員 (証明発行コーナー系の職員を除く。)	4	38時間45分	A	午前8時45分から 午後5時30分まで	午前11時から午後3時までの間に1時間を与える。	日曜日及び土曜日
				B	午前9時15分から 午後6時まで		
				C	午前8時30分から 午後5時15分まで		

を

納税課	管理系の職員	4	38時間45分	A	午前8時45分から 午後5時30分まで	午前11時から午後3時までの間に1時間を与える。	日曜日及び土曜日
				B	午前9時15分から 午後6時まで		
				C	午前8時30分から 午後5時15分まで		
	その他の職員 (証明発行コーナー系の職員を除く。)	4	38時間45分	A	午前8時45分から 午後5時30分まで	正午から午後2時までの間に1時間を与える。	日曜日及び土曜日
				B	午前9時15分から 午後6時まで		
				C	午前8時30分から 午後5時15分まで		
課税課	全職員	4	38時間45分	A	午前8時45分から 午後5時30分まで	午前11時から午後3時までの間に1時間を与える。	日曜日及び土曜日
				B	午前9時15分から 午後6時まで		

に

改める。

別表第2 その他の部中「、市民部納税課」を削る。

告 示

福岡市告示第218号

福岡市自転車の放置防止に関する条例第10条第2項及び第11条第2項の規定に基づき、自転車を移動し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年9月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 自転車が放置されていた場所、移動し、保管した年月日、移動し、保管した自転車の台数、保管及び返還を行う場所並びに問合せ先  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間等
  - (1) 榎田自転車保管所



月曜日から金曜日まで 午前11時から午後7時まで  
 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 午後1時から午後5時まで

12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

(2) 那の津自転車保管所

月曜日から金曜日まで 午前11時から午後10時まで

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 午後1時から午後10時まで

12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

(3) その他の自転車保管所

月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

土曜日 午後1時から午後5時まで

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは、返還事務を行わない。

3 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、その氏名及び住所並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

4 その他

この告示に係る自転車で、この告示の日から1か月経過後においても利用者等の引取りがないものは、本市において売却、廃棄等の処分を行う。

別表

自転車が放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した自転車の台数	保管及び返還を行う場所	問合せ先
J R九州香椎駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月8日	11台		
J R九州福工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月2日	1		
千早駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月8日	1		
J R九州箱崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月4日	2		
	令和5年8月8日	3		
	令和5年8月31日	3		

奈多二丁目地内	令和5年8月28日	1	東区箱崎七丁目7番 貝塚自転車 保管所	東区箱崎二丁目54番 1号 東区役所地域整備 部維持管理課 電話 645-1062
美和台七丁目地内	令和5年8月10日	1		
高美台一丁目地内	令和5年8月10日	1		
	令和5年8月21日	1		
和白一丁目地内	令和5年8月28日	1		
香椎駅東一丁目地内	令和5年8月10日	2		
香椎駅前一丁目地内	令和5年8月31日	2		
城浜団地地内	令和5年8月24日	1		
名島四丁目地内	令和5年8月7日	1		
香椎照葉二丁目地内	令和5年8月7日	1		
松崎三丁目地内	令和5年8月10日	1		
土井一丁目地内	令和5年8月31日	1		
多々良二丁目地内	令和5年8月21日	2		
若宮四丁目地内	令和5年8月28日	1		
	令和5年8月31日	1		
松島一丁目地内	令和5年8月10日	1		
松島四丁目地内	令和5年8月28日	1		
松島五丁目地内	令和5年8月29日	3		
箱崎一丁目地内	令和5年8月7日	1		
馬出二丁目地内	令和5年8月21日	1		
馬出五丁目地内	令和5年8月31日	1		
J R九州南福岡駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	令和5年8月10日	1		
	令和5年8月21日	2		
西鉄雑餉隈駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和5年8月8日	5		
	令和5年8月10日	5		

地下鉄福岡空港駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月22日	1
	令和5年8月24日	1
博多駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月1日	9
	令和5年8月2日	5
	令和5年8月3日	32
	令和5年8月4日	4
	令和5年8月7日	3
	令和5年8月8日	1
	令和5年8月10日	4
	令和5年8月14日	5
	令和5年8月15日	9
	令和5年8月16日	6
	令和5年8月17日	9
	令和5年8月18日	4
	令和5年8月21日	3
	令和5年8月22日	2
	令和5年8月23日	9
	令和5年8月24日	1
	令和5年8月25日	2
	令和5年8月28日	1
	令和5年8月29日	9
	令和5年8月30日	3
令和5年8月31日	2	
J R九州吉塚駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月9日	1
	令和5年8月15日	1
	令和5年8月31日	1
	令和5年8月1日	3

地下鉄中洲川端駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	令和5年8月2日	7	博多区豊一丁 目10番 榎田自転車 保管所	博多区博多駅前二丁 目8番1号 博多区役所地域整 備部管理調整課 電話 419-1071
	令和5年8月4日	5		
	令和5年8月7日	7		
	令和5年8月9日	6		
	令和5年8月10日	7		
	令和5年8月15日	10		
	令和5年8月16日	4		
	令和5年8月17日	5		
	令和5年8月18日	2		
	令和5年8月21日	7		
	令和5年8月22日	2		
	令和5年8月23日	2		
	令和5年8月24日	15		
	令和5年8月25日	1		
	令和5年8月28日	4		
令和5年8月29日	1			
令和5年8月30日	2			
J R九州竹下駅周辺地 区自転車放置禁止区域 (博多区管内)	令和5年8月1日	3		
	令和5年8月7日	2		
	令和5年8月9日	1		
	令和5年8月14日	1		
	令和5年8月16日	1		
	令和5年8月17日	1		
	令和5年8月22日	1		
	令和5年8月24日	1		
	令和5年8月31日	1		
	令和5年8月3日	1		

地下鉄祇園駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和5年8月4日	1
	令和5年8月9日	2
	令和5年8月16日	6
	令和5年8月17日	2
	令和5年8月21日	1
	令和5年8月22日	1
	令和5年8月25日	2
	令和5年8月28日	3
	令和5年8月29日	2
	令和5年8月31日	2
地下鉄呉服町駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和5年8月4日	1
	令和5年8月9日	1
	令和5年8月22日	1
	令和5年8月31日	1
月隈三丁目地内	令和5年8月21日	1
東月隈三丁目地内	令和5年8月22日	1
井相田二丁目地内	令和5年8月7日	1
吉塚八丁目地内	令和5年8月29日	2
東比恵二丁目地内	令和5年8月21日	2
	令和5年8月29日	1
東光二丁目地内	令和5年8月18日	1
	令和5年8月21日	1
大博町地内	令和5年8月29日	1
下呉服町地内	令和5年8月29日	1
綱場町地内	令和5年8月4日	1
神屋町地内	令和5年8月14日	1
築港本町地内	令和5年8月14日	1

対馬小路地内	令和5年8月21日	1		
博多駅前一丁目地内	令和5年8月7日	3		
博多駅南二丁目地内	令和5年8月1日	1		
	令和5年8月18日	2		
住吉二丁目地内	令和5年8月31日	1		
住吉三丁目地内	令和5年8月7日	1		
美野島一丁目地内	令和5年8月21日	1		
美野島二丁目地内	令和5年8月14日	1		
山王二丁目地内	令和5年8月7日	2		
西春町一丁目地内	令和5年8月9日	1		
地下鉄唐人町駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月2日	3		
	令和5年8月3日	1		
	令和5年8月23日	1		
	令和5年8月1日	1		
	令和5年8月2日	2		
	令和5年8月3日	3		
	令和5年8月5日	5		
	令和5年8月6日	4		
	令和5年8月7日	3		
	令和5年8月8日	6		
	令和5年8月9日	2		
	令和5年8月10日	6		
	令和5年8月12日	13		
	令和5年8月13日	6		
令和5年8月14日	4			

地下鉄天神駅・西鉄福岡駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月15日	5	中央区那の津三丁目7番 那の津自転車保管所	中央区大名二丁目5番31号 中央区役所地域整備部管理調整課 電話 718-1093
	令和5年8月16日	7		
	令和5年8月17日	10		
	令和5年8月19日	4		
	令和5年8月20日	2		
	令和5年8月21日	5		
	令和5年8月22日	5		
	令和5年8月23日	6		
	令和5年8月24日	6		
	令和5年8月26日	4		
	令和5年8月27日	2		
	令和5年8月28日	4		
	令和5年8月29日	2		
	令和5年8月30日	9		
令和5年8月31日	7			
西鉄薬院駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月1日	3		
	令和5年8月3日	2		
	令和5年8月10日	3		
	令和5年8月17日	5		
	令和5年8月24日	5		
	令和5年8月31日	1		
地下鉄桜坂駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月8日	1		
地下鉄六本松駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月3日	3		
	令和5年8月17日	5		
	令和5年8月30日	3		

地下鉄渡辺通駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月8日	1		
	令和5年8月15日	2		
	令和5年8月29日	2		
地下鉄赤坂駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月7日	3		
	令和5年8月10日	2		
	令和5年8月14日	7		
	令和5年8月21日	4		
	令和5年8月24日	3		
	令和5年8月28日	4		
地下鉄天神南駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月1日	2		
	令和5年8月13日	1		
	令和5年8月20日	1		
	令和5年8月23日	1		
	令和5年8月27日	3		
	令和5年8月29日	1		
警固二丁目地内	令和5年8月15日	1		
薬院二丁目地内	令和5年8月1日	1		
高砂一丁目地内	令和5年8月21日	1		
大手門三丁目地内	令和5年8月28日	1		
荒戸二丁目地内	令和5年8月25日	1		
荒戸三丁目地内	令和5年8月21日	2		
西鉄大橋駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月1日	2		
	令和5年8月3日	1		
	令和5年8月7日	3		
	令和5年8月14日	6		
	令和5年8月18日	3		
	令和5年8月21日	2		



	令和5年8月22日	2		
	令和5年8月25日	1		
	令和5年8月29日	1		
	令和5年8月31日	2		
西鉄井尻駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月3日	1		
	令和5年8月7日	1		
	令和5年8月8日	3		
	令和5年8月10日	1		
	令和5年8月14日	2		
	令和5年8月17日	1		
	令和5年8月21日	3		
	令和5年8月24日	5		
	令和5年8月28日	1		
	令和5年8月29日	3		
	令和5年8月31日	6		
西鉄高宮駅周辺地区自転車放置禁止区域	令和5年8月1日	2		
	令和5年8月4日	1		
	令和5年8月8日	1		
	令和5年8月14日	2		
	令和5年8月15日	1		
	令和5年8月17日	1		
	令和5年8月18日	1		
	令和5年8月21日	2		
	令和5年8月22日	1		
	令和5年8月28日	1		
	令和5年8月31日	1		
			南区大楠二丁目18番 平尾自転車保管所	南区塩原三丁目25番1号 南区役所地域整備部維持管理課 電話 559-5102

西鉄平尾駅周辺地区自転車放置禁止区域（南区管内）	令和5年8月3日	1
	令和5年8月14日	1
J R九州竹下駅周辺地区自転車放置禁止区域（南区管内）	令和5年8月15日	1
清水二丁目地内	令和5年8月8日	1
塩原三丁目地内	令和5年8月4日	1
塩原四丁目地内	令和5年8月17日	1
大橋二丁目地内	令和5年8月7日	2
	令和5年8月18日	1
五十川一丁目地内	令和5年8月21日	1
の場二丁目地内	令和5年8月4日	1
	令和5年8月25日	1
日佐三丁目地内	令和5年8月24日	1
警弥郷三丁目地内	令和5年8月3日	2
柳瀬一丁目地内	令和5年8月8日	1
野間四丁目地内	令和5年8月7日	1
若久一丁目地内	令和5年8月18日	1
若久二丁目地内	令和5年8月15日	1
若久三丁目地内	令和5年8月7日	1
南大橋一丁目地内	令和5年8月25日	1
野多目四丁目地内	令和5年8月25日	1
老司一丁目地内	令和5年8月28日	1
平和二丁目地内	令和5年8月8日	1
花畑一丁目地内	令和5年8月3日	1
	令和5年8月28日	1
長丘五丁目地内	令和5年8月3日	1

西長住三丁目地内	令和 5 年 8 月 18 日	1				
地下鉄七隈駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和 5 年 8 月 14 日	1	城南区鳥飼六丁目 1 番 1 号 城南区役所地域整 備部維持管理課 電話 833-4089			
	令和 5 年 8 月 31 日	1				
地下鉄福大前駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和 5 年 8 月 23 日	1				
鳥飼六丁目地内	令和 5 年 8 月 7 日	1				
友泉亭地内	令和 5 年 8 月 14 日	1				
長尾二丁目地内	令和 5 年 8 月 7 日	1				
片江四丁目地内	令和 5 年 8 月 14 日	1				
片江五丁目地内	令和 5 年 8 月 22 日	1				
地下鉄室見駅周辺地区 自転車放置禁止区域 (早良区管内)	令和 5 年 8 月 9 日	2			早良区祖原14 番 西新自転車 保管所	
地下鉄藤崎駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和 5 年 8 月 9 日	3				
	令和 5 年 8 月 16 日	1				
	令和 5 年 8 月 29 日	5				
地下鉄西新駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和 5 年 8 月 3 日	5				
	令和 5 年 8 月 7 日	2				
	令和 5 年 8 月 8 日	4				
	令和 5 年 8 月 21 日	1				
	令和 5 年 8 月 23 日	2				
	令和 5 年 8 月 28 日	2				
	令和 5 年 8 月 29 日	1				
地下鉄次郎丸駅周辺地区 自転車放置禁止区域	令和 5 年 8 月 9 日	2	早良区百道二丁目 1 番 1 号 早良区役所地域整 備部生活環境課 電話 833-4342			
祖原地内	令和 5 年 8 月 8 日	1				
	令和 5 年 8 月 18 日	1				
室見一丁目地内	令和 5 年 8 月 18 日	1				

室見二丁目地内	令和5年8月18日	2				
原一丁目地内	令和5年8月4日	1				
原六丁目地内	令和5年8月23日	1				
小田部二丁目地内	令和5年8月18日	1				
干隈三丁目地内	令和5年8月28日	1				
野芥五丁目地内	令和5年8月4日	2				
重留五丁目地内	令和5年8月29日	1				
東入部一丁目地内	令和5年8月23日	1				
東入部七丁目地内	令和5年8月4日	1				
姪浜駅周辺地区自転車 放置禁止区域	令和5年8月2日	1	西区小戸四丁 目26番 姪浜自転車 保管所	西区内浜一丁目4番 1号 西区役所地域整備 部管理調整課 電話 895-7052		
	令和5年8月7日	1				
	令和5年8月17日	15				
	令和5年8月24日	14				
J R九州九大学研都市 駅周辺地区自転車放置 禁止区域	令和5年8月18日	1				
愛宕浜四丁目地内	令和5年8月18日	1				
姪の浜三丁目地内	令和5年8月18日	1				
姪の浜四丁目地内	令和5年8月22日	2				
小戸一丁目地内	令和5年8月23日	1				
福重五丁目地内	令和5年8月18日	1				
石丸三丁目地内	令和5年8月15日	1				
下山門四丁目地内	令和5年8月7日	1				
上山門二丁目地内	令和5年8月7日	1				
橋本一丁目地内	令和5年8月15日	1				
壱岐団地地内	令和5年8月16日	1				
野方二丁目地内	令和5年8月7日	1				

野方三丁目地内	令和5年8月16日	1	
今宿東二丁目地内	令和5年8月16日	1	
徳永北地内	令和5年8月7日	1	
今津地内	令和5年8月2日	1	
泉一丁目地内	令和5年8月22日	1	

## 福岡市告示第219号

公の施設の指定管理者から令和4年福岡市告示第12号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市民体育館条例第16条後段及び福岡市立地区体育施設条例第18条後段の規定により次のように告示する。

令和5年9月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の代表者の氏名	変 更 年月日
変更前	福岡市民体育館及び福岡市立中央体育館	公益財団法人福岡市スポーツ協会	会長 西村 松次	令和5年 6月29日
変更後			会長 藤井 一郎	

## 福岡市告示第220号

公の施設の指定管理者から令和3年福岡市告示第32号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市立地区体育施設条例第18条後段の規定により次のように告示する。

令和5年9月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の代表者の氏名	変 更 年月日
変更前	福岡市立総合西市民プール	公益財団法人福岡市スポーツ協会	会長 西村 松次	令和5年 6月29日
変更後			会長 藤井 一郎	

## 公 告

## 福岡市公告第256号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和5年9月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
免税軽油の購入	福岡市中央区 天神一丁目8番1号 財政局財政部契約課	令和5年 7月21日	福岡市中央区渡辺通四丁目10番10号 林兼石油株式会社	円 16,316,850 (単価契約に基づき算定した見込額)	令和5年 6月15日
高反応消石灰の購入		令和5年 8月18日	福岡市東区東浜一丁目9番4号 タイキ薬品工業株式会社	18,806,480 (単価契約に基づき算定した見込額)	令和5年 7月24日
免税軽油の購入		令和5年 8月24日	福岡市博多区上呉服町1番10号 株式会社 新出光	17,028,000 (単価契約に基づき算定した見込額)	令和5年 7月20日

## 福岡市公告第257号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年9月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福岡市博多区那珂四丁目270番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市博多区那珂三丁目1番13号

吉住 隆義

---

### 福岡市公告第258号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第126条第3項において準用する同法第25条第1項の規定に基づき、サンライフ大名マンション敷地売却組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同法第126条第3項において準用する同法第25条第2項の規定により次のように公告する。

令和5年9月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 氏名

川口 雄三

2 住所

熊本市中央区薬園町10番24号

---

### 福岡市公告第259号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告する。

なお、農用地利用集積計画は、次のとおり縦覧に供する。

令和5年9月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 縦覧期間

この公告の日から計画書に記載された利用権存続期間満了の日まで

2 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市農林水産局総務農林部農業振興課

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市農業委員会事務局

福岡市西区西都二丁目1番1号

福岡市農業委員会事務局西部出張所

---

水 道 局

---

### 福岡市水道局公告第34号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市水道局契約事務規程の特例を定める規程第9条の規定により次のように公告する。

令和5年9月28日

福岡市水道事業管理者 坂 本 秀 和

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
水道メーター(φ20mm)購入(単価契約)外1件(予定数量7,000個)	福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号 水道局総務部契約課	令和5年9月1日	大阪府柏原市本郷五丁目3番28号 柏原計器工業株式会社	24,024,000円 (単価契約に基づき算定した見込額)	令和5年7月20日

消 防 局

福岡市消防局告示第2号

福岡市火災予防規程(昭和50年福岡市消防局告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年9月28日

福岡市消防局長 高 田 浩 輝

第1条の2中「消防法」を「法」に改める。

第2条第2項を削る。

第2条の2第2項を削る。

第3条第2項を削る。

第5条第2項を削る。

第5条の2第2項を削る。

第5条の3第2項を削り、同条第3項中「防火対象物点検の特例に係る(認定・不認定)通知書」を「防火対象物点検の特例(認定・不認定)通知書」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条の4第2項を削る。

第5条の5第2項を削る。

第6条第2項を削る。

第7条の2第3項を削る。

第8条の2第2項を削る。

第9条第2項を削る。

第9条の2第2項を削る。

第9条の2の2第2項を削る。



第9条の3第2項を削る。

第9条の5第2項を削る。

第9条の6第2項を削る。

第9条の7第2項を削り、同条第3項中「防災管理点検の特例に係る（認定・不認定）通知書」を「防災管理点検の特例（認定・不認定）通知書」に改め、同項を同条第2項とする。

第9条の8第2項を削る。

第9条の9第2項中「第13条第2項及び第4項」を「第13条第3項及び第5項」に改める。

第11条の2中「第24条第4項第1号」を「第24条第3項第1号」に改める。

第11条の3第1項中「第24条第4項各号」を「第24条第3項各号」に改め、同条第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（喫煙等の制限に係る日本産業規格又は国際標準化機構が定める規格の指定）

第11条の4 条例第24条第4項の消防長が指定する日本産業規格又は国際標準化機構が定める規格は、「JISZ8210（禁煙、火気厳禁及び喫煙所）」又は「ISO7010（禁煙及び火気厳禁）」及び「ISO7001（喫煙所）」とする。

第12条の4の2を削り、第12条の4の3を第12条の4の2とする。

第13条中「の各号」を削り、同条第2号中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

別記様式第2号の2の2を削る。

別記様式第4号の2中「及び条例別表第6の2」を「又は健康増進法」に、「図記号による標識」を「喫煙専用室標識」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の2、第5条の3第3項、第9条の7第3項、第11条の2及び第11条の3第1項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第12条の4の2を削り、第12条の4の3を第12条の4の2とする改正規定、第13条の改正規定並びに別記様式第4号の2の改正規定は公布の日から、第9条の9第2項の改正規定は令和6年1月1日から施行する。

---

### 教 育 委 員 会

---

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年9月28日

福岡市教育委員会

#### 福岡市教育委員会規則第23号

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

---

第1条 福岡市教育委員会事務局組織規則（昭和47年福岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第3 3 主査の表中

学校企画課	保幼小中連携	1
小学校教育課	学校開校準備	1

を

学校企画課	保幼小中連携	1
-------	--------	---

に改める。

第2条 福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

別表第3 3 主査の表中

学校企画課	保幼小中連携	1
-------	--------	---

を

学校企画課	保幼小中連携	1
高校教育課	市立高校あり方検討	1

に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は令和5年10月1日から、第2条の規定は同月11日から施行する。